

(別紙)

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部改正の概要

1 改正理由

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の改正等に伴い、知事が利用することができる特定個人情報等を定める等のため、青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正するもの。

2 改正内容

知事が利用できる特定個人情報として、生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う外国人に対する被保護者健康管理支援事業に関する事務を追加する。

3 新旧対照条文（案）

別添のとおり。

4 施行期日

公布の日から施行する。